

エンルムハイツ指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人室蘭福祉事業協会が開設するエンルムハイツ指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、管理栄養士、機能訓練指導員及びその他の職員（以下「短期入所生活介護等従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護等従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 エンルムハイツ指定短期入所生活介護事業所
- (2) 所在地 室蘭市祝津町3丁目16番32号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数（指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護を兼務）、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）
 - ア 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
 - イ 管理者は、相当期間以上にわたり入所することが予想される利用者に対し、サービスの目標、内容等を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。
- (2) 医師 1名（非常勤職員兼務）
 - 利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名以上（常勤職員兼務）
 - 利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 介護職員 16名以上
 - 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 2名以上（常勤職員兼務4名）
 - 利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上（常勤職員兼務）
 - 利用者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1. 125名以上
 - 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務職員 3名以上（常勤職員兼務）
 - 必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、8名（エンルムハイツ介護予防短期入所生活介護事業所定員含む）とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清しきによる清潔の保持
- (2) 排せつの自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを別表1のとおり利用者から徴収する。

- (1) 滞在費
- (2) 食費
- (3) 理美容代
- (4) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の送迎に要した費用は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額を徴収する。
 - ア 事業所から、片道おおむね15キロメートル未満300円
 - イ 事業所から、片道おおむね15キロメートル以上500円
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが相当と認められる費用。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、室蘭市全域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護等従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 短期入所生活介護等従業者は、現に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画をたてるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き）

第13条 当施設におけるサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動の制限を行わないこととする。施設は、前述の身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行うものとする。

- (1) 身体拘束適正化検討委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 当該利用者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討する。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人室蘭福祉事業協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 7月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

《別表 1》

エンルムハイツ指定短期入所生活介護事業所運営規程第 7 条第 2 項に掲げる費用

① 食費・滞在費（1 日あたり）

食費内訳

朝 食	昼 食	夕 食
4 3 5 円	5 5 5 円	5 5 5 円

（注） 1 日の食費の合計額が下記「食費負担限度額」を超えた場合は、
「食費負担限度額」を 1 日の食費額とする。

滞在費内訳及び食費負担限度額

利用者 負担段階	滞 在 費		食費負担限度額
	多 床 室	従来型個室	
第 1 段階	0 円	3 8 0 円	3 0 0 円
第 2 段階	4 3 0 円	4 8 0 円	6 0 0 円
第 3 ①段階	4 3 0 円	8 8 0 円	1, 0 3 0 円
第 3 ②段階	5 3 0 円	9 8 0 円	1, 3 6 0 円
第 4 段階	9 1 5 円	1, 2 3 1 円	1, 5 4 5 円

② 特別な食事代

内 容	単 位	金 額
利用者のご希望に応じた特別な食事（酒を含む）	1 回	要した費用の実費

③ 理髪・美容代

内 容	単 位	金 額
理髪サービス	1 回	要した費用の実費
美容サービス（パーマも含む）	1 回	要した費用の実費

④ レクリエーション・クラブ活動費用

品 名	単 位	価 格
レクリエーション・クラブ活動参加時にかかる材料代等	1 回	要した費用の実費

⑤ 日常生活上必要となる諸費用（日常生活品の購入代金等一覧）

品 名	個 数	価 格
ティッシュペーパー	1 箱	7 5 円
歯 づ ら し	1 本	1 1 0 円
歯 磨 き 粉	1 本	1 1 0 円
口 腔 ス ポ ン ジ	1 箱	要した費用の実費

⑥ 売店代

品 名	単 位	金 額
売店代	1 か月	要した費用の実費